

ID: 624

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第65条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日